

上市町地域防災計画

【概要版】

上市町

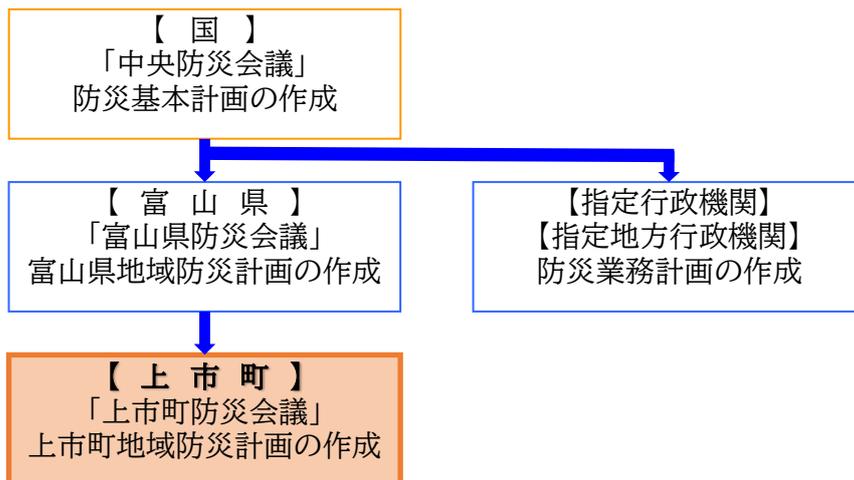
目次

計画の基本的考え方.....	1
1 上市町地域防災計画とは.....	1
2 地域防災計画改定の趣旨.....	1
3 上市町地域防災計画の構成.....	1
第1編 総則.....	2
1 防災の基本方針及び計画の効果的な推進.....	2
2 災害の記録.....	2
第2編 震災対策編.....	3
1 震災予防計画.....	3
2 震災応急対策計画.....	4
3 震災復旧計画.....	8
第3編 風水害対策編.....	9
1 災害予防計画.....	9
2 災害応急対策計画.....	9
3. 災害復旧計画.....	9
第4編 雪害・事故災害対策編.....	10
1 雪害対策計画.....	10
2 林野火災等対策計画.....	10
3 危険物等災害対策計画.....	10
4 原子力対策.....	10

計画の基本的考え方

1 上市町地域防災計画とは

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、上市町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関及び住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

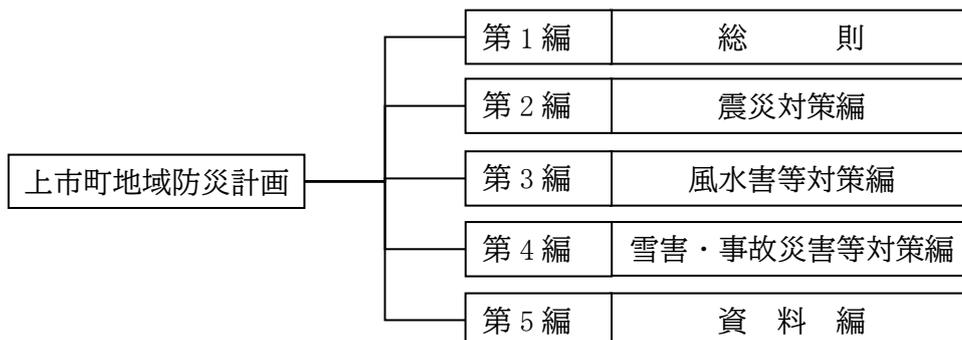


2 地域防災計画改定の趣旨

令和3年5月20日に施行された改正災害対策基本法により、避難勧告が廃止されたため、市町村が発令する避難情報の変更に伴う改定を行った。また新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを受け、避難所等における感染症対策や、要配慮者の避難支援に関する対応の充実など、社会情勢の変化を受けた対応策の充実のため、上市町地域防災計画の改定を行った。

3 上市町地域防災計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を震災対策編、第3編を風水害等対策編、第4編を雪害・事故災害等対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における町・防災関係機関・住民等の役割分担を示した。また、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



第1編 総則

1 防災の基本方針及び計画の効果的な推進

○防災の各段階における基本方策

(1) 計画的な災害予防対策

- ①都市基盤の安全性の強化
- ②防災活動体制、救援・救護体制の整備（関係機関やボランティア等との連携強化）
- ③防災行動力の向上（防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化）
- ④施設設備等の安全性の確保

(2) 迅速で円滑な災害応急対策

- ①情報の迅速・的確な伝達（高齢者等避難・避難指示等）
- ②初動体制の確立（非常配備体制、広域応援要請）
- ③迅速な医療救護活動（住民、自主防災組織、事業所、消防機関の協力、緊急消防援助隊の要請）
- ④交通規制・輸送対策、飲料水・食料・生活必需品の供給、防疫・衛生対策等
- ⑤速やかなライフライン（電力・ガス・上下水道・通信）、公共施設の応急復旧、応急教育、応急金融対策等
- ⑥事故災害時の速やかな初動体制の確立
- ⑦業務継続性の確保

(3) 速やかな災害復旧対策

- ①被災者生活再建支援金制度の活用等
- ②激甚災害の指定の促進等

2 災害の記録

○地震の記録

災害年月日	災害状況と規模
安政 5.4.9 (1858)	富山・岐阜県境にある有峰・白木峰の跡津川断層が震源とされている「安政の大震災」と言われるM7.1の大地震が起こった。

○風水害の記録

災害年月日	被災項目	被害状況と規模
昭和27.7.1 (1952)	大 雨	寒冷前線通過による大洪水で、白萩においては273mmに達する。
昭和38.1.15～下旬 (1963)	豪 雪	最深積雪量200cm 交通機関・通信網大混乱
昭和44.8.7～11 (1969)	大 雨	集中豪雨。11日の千石での1日の総雨量341mm、上市川、白岩川、郷川、栃津川などすべて大氾濫を起こし、山・田の流出、人家崩壊、交通途絶等被害堪大。被害総額は36億円に達する。
昭和55.4.19～20 (1980)	強 風	低気圧による強風。富山鉄道富山～上市間11時間不通。
昭和56年 (1981)	豪 雪	最深積雪 東種260cm、役場前165cm
昭和62.9.17～19 (1987)	大 雨	台風13号の影響で、17日の昼頃から19日の午前中にかけて強い雨が断続的に降る。総雨量132mm
昭和63.6.2～4 (1988)	大 雨	台風2号。総雨量195mm
平成7.7.15～22 (1995)	大雨・落雷	梅雨前線による大雨。柿沢新では落雷で小鳥小屋約13㎡を焼失
平成7.11.7～8 (1995)	強 風	寒冷前線による強風で本町をはじめ魚津市、黒部市、滑川市、富山市など9市町村でリンゴ（ふじ）63.9tが落下
平成10.8.6 (1998)	大 雨	上市川上流の肉蔵谷で増水。
平成16.9.7～8 平成16.10.20～21 (2004)	強 風	台風18号(9月)、23号(10月)により、負傷者、倒木、公共施設等被害大。
平成24.4.3 (2012)	強 風	最大瞬間風速34.9m/sを観測。負傷者、倒木、公共施設等被害大。
平成26.7.19～20 (2014)	大 雨	上空に強い寒気が入り大気の状態が非常に不安定となって県内で大雨。一部の地域で床上・床下等の浸水害と土砂災害も発生。町では床上浸水2棟。
令和3.1.7～1.11 (2021)	大 雪	上空に強い冬型の気圧配置の下で発生した日本海寒帯気団収束帯（JPCZ）に伴う発達した雪雲がかかり続け、県内でまとまった降雪となり、24時間降雪量が観測史上最多を記録。
令和4年3.26 (2022)	強 風	発達した低気圧の通過により県内で強風となり、上市町東種で最大瞬間風速30.7m/sを観測。倒木、公共施設等被害大。

第2編 震災対策編

1 震災予防計画

(1) 都市の防災化

地震災害対応を考慮しながら事業を実施することとし、土砂崩れの災害や、地震に伴い生じる液状化現象を防止するための対策を計画的に推進する。

- 建築物等の耐震化・不燃化の推進

(2) 都市基盤の安全性の強化

震災の軽減防止のために、都市基盤の安全性強化に努める。

- 公共土木施設等・ライフライン施設の耐震性・安全性の強化
- 廃棄物処理施設・危険物施設等の安全化、避難所等の仮設（簡易）トイレの確保等

(3) 組織体制の整備

町の災害対応体制をいち早く立ち上げるために事前に行うべき事項を定め、着実に実行することにより災害に備える。

- 災害対策本部体制の充実
- 広域応援体制の整備
- 消防体制の整備
- ボランティアとの連携体制の整備

(4) 防災活動体制の整備

災害の未然防止及び被害の軽減等のために必要な施設の整備、資機材及び要員等の充実強化等、防災活動体制の整備に努める。

- 防災拠点施設の整備
- 救急救助用資機材の整備
- 情報の収集・通信連絡体制の整備
- 業務継続体制の確保
- 相互応援体制の整備
- 積雪時の震災対策

(5) 救援・救護体制の整備

人命の安全確保を最優先におき、消防体制の整備、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等の救援・救護体制の整備を推進する。

- 飲料水、食料及び生活必需品等の確保
- 防疫・保健衛生体制の整備
- 孤立集落の予防

(6) 防災行動力の向上

防災意識の高揚、住民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び災害時要援護者の安全確保を通じて、防災行動力の向上に努める。

- 自主防災組織等の強化
- 防災知識の普及・啓発

2 震災応急対策計画

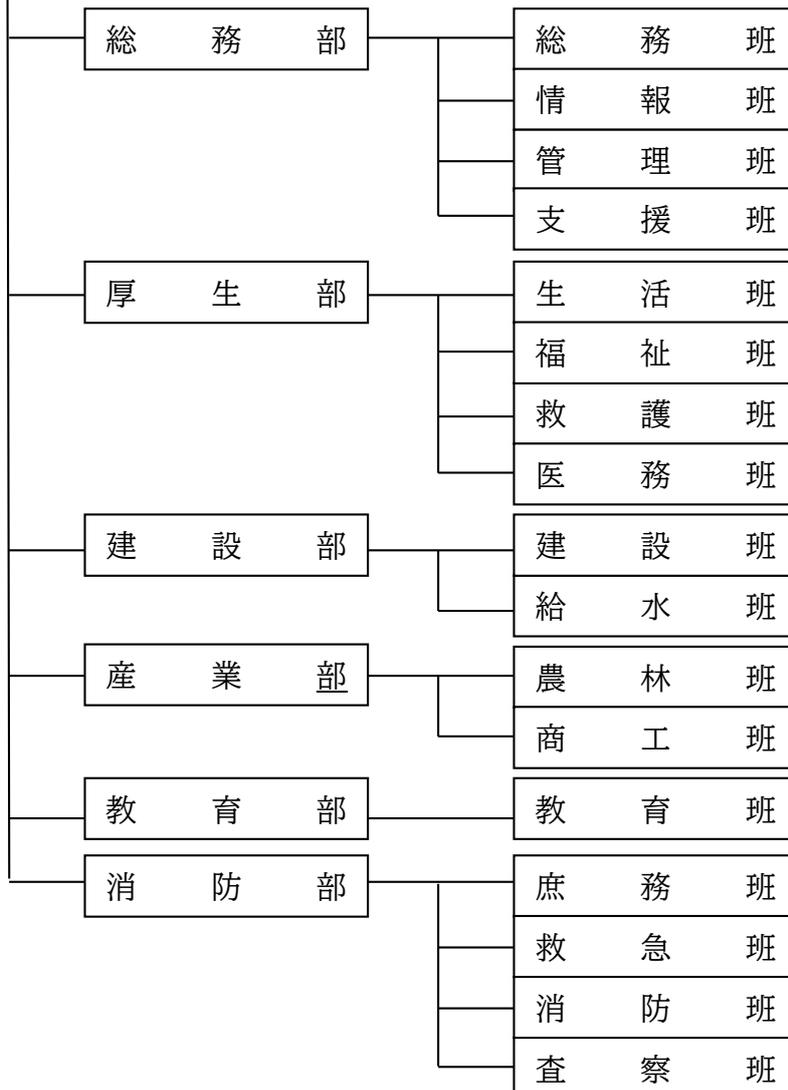
(1) 応急活動体制の整備

○災害対策本部の組織

本		部		
本部長	町長			
副本部長	副町長	教育長		
本部員	総務課長	企画課長	財務課長	
	町民課長	福祉課長	産業課長	建設課長
	会計管理者	教育委員会事務局長		議会事務局長
	上市消防署長	かみいち総合病院事務局長		

各部各班共通事項

- (1) 災害関係情報の取りまとめに関すること。
- (2) 被害状況の調査に関すること。
- (3) 災害応急対策の応援に関すること。



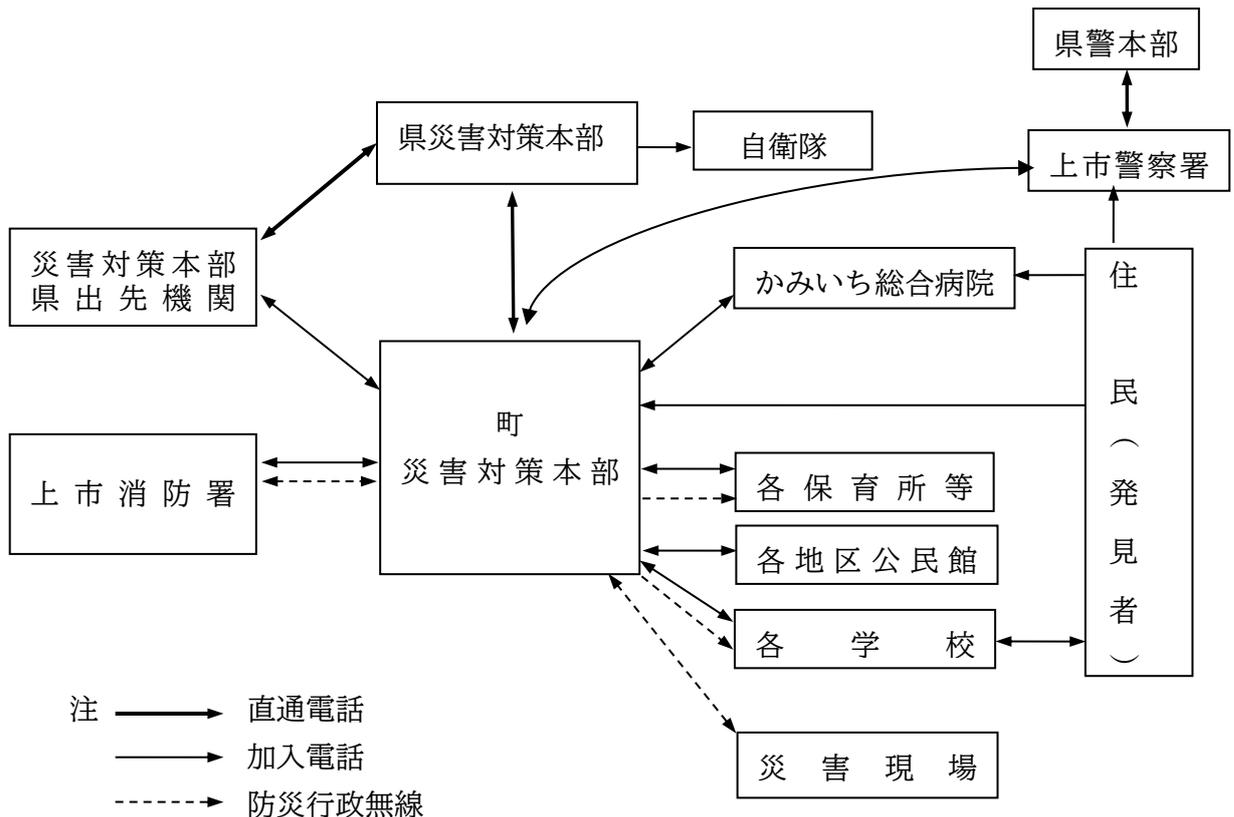
(2) 動員配備

震災の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員について定める。

(3) 情報の収集・伝達

町は、地震情報、被害情報、応急措置の情報を一元化し、迅速な指揮命令体制を確立し、適時適切に情報を提供する。

被害情報系統図



(4) 災害救助法の適用

大規模な災害が発生し、町における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、町長が県知事に対し、災害救助法の適用要請を行う。

(5) 広域応援要請

地震の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、相互応援協定等に基づく広域応援要請や自衛隊の災害派遣要請を迅速、的確に行う。

(6) 自衛隊の災害派遣要請

災害の発生に際し人命又は財産の保護のために必要がある場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の派遣を県知事に対し要請し、迅速、的確な救助活動の実施を図る。

(7) 救助・救急活動

消防、警察、自衛隊等は緊密な連携をとりながら、救助、救急活動を迅速に行う。

(8) 医療救護活動

医療救護は、住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護を行う。

(9) 消防活動

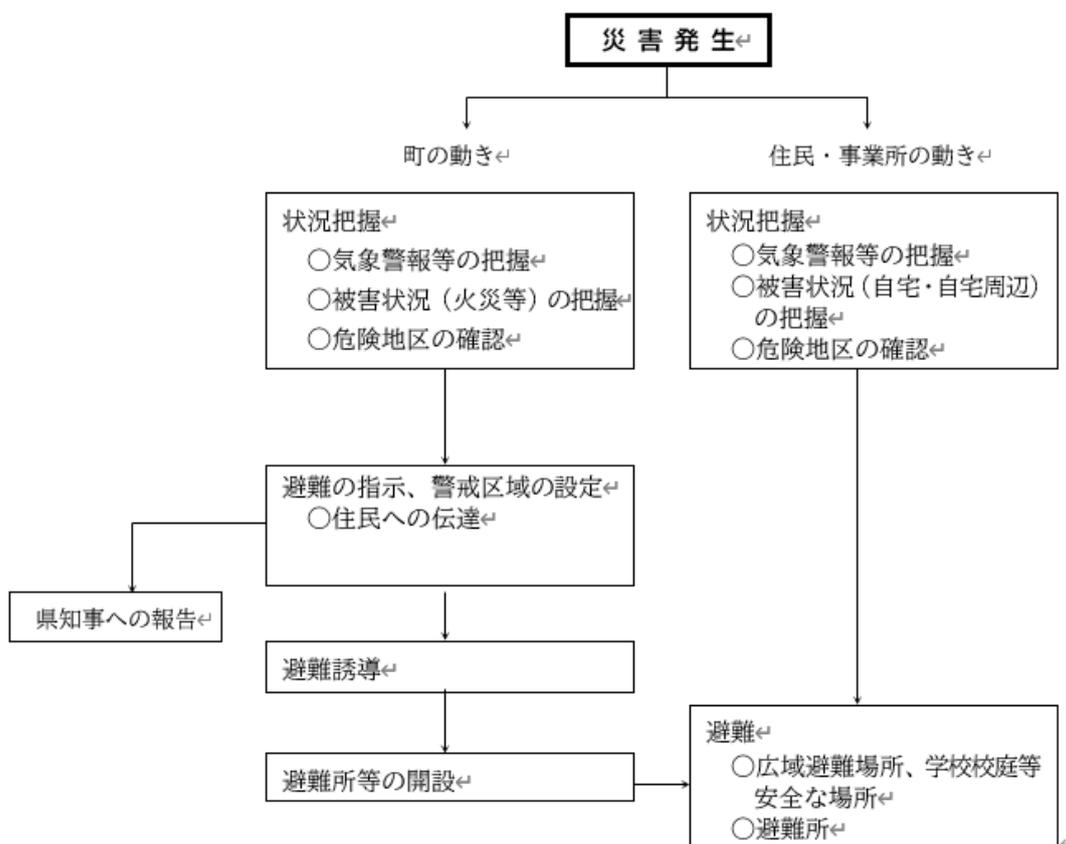
町は、住民、自主防災組織、事業所等と共に出火防止と初期消火を実施するとともに、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火、水防、人命救助活動等に取り組む。

(10) 水防活動

地震による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、平常勤務から非常体制への切替を確実に迅速に行い、水防活動に万全を期するため、非常配備の体制をとる。

(11) 避難活動

○避難の流れ



(12) 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる要配慮者及び避難行動要支援者は、地震発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多いため、その状況を十分考慮し、地震応急対策を講じる。

(13) 交通規制・輸送対策

震災時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要であるため、町は関係機関と協議し、迅速に陸上輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達する等輸送力の確保に努める。

(14) 飲料水・食料・生活必需品等の供給

町は、被災者に対し確保した飲料水・食料・生活必需品を迅速に供給する。

(15) 廃棄物処理・防疫・衛生対策

町は、廃棄物処理のため、各処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

(16) 社会秩序の維持

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想されることから、町は警察と連携し、災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持に努める。

(17) 遺体の搜索、処理、埋葬

震災による死亡者が発生した時は、町は警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

(18) 危険物等の防災対策

地震により、危険物施設や高圧ガス製造施設等が被害を受け、又は危険物や高圧ガスの流出、漏えいその他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害を軽減するため、各事業所において、防災体制を直ちに発動し、関係機関の相互の緊密な連携のもとに、適正かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努める。町は、事業所からの協力要請があった場合は、積極的な協力体制をとる。

(19) 二次災害の防止

余震等による建築物等倒壊、水害及び土砂災害、危険物等による二次災害を防止するための活動を行うとともに、住民への注意や呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

(20) ライフライン施設の応急復旧対策

震災時における上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設等の迅速かつ効果的な応急対策や危険防止のための活動は、各事業者の活動計画による。町は、これらの事業者と相互に連携を保ち、事業者からの要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。

(21) 公共施設の応急復旧対策

道路、橋梁、河川等の公共施設は、社会活動を営むうえで重要な役割を担っており、こうした施設が地震により損壊した場合は、救急救助、緊急輸送活動等に重大な支障をきたすことになる。また、医療施設、教育施設等の公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。このため、こうした公共施設等の速やかな応急復旧措置を講ずる。

(22) 応急住宅対策

震災によって家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

また、被災した住宅、事務所、店舗等に対して速やかに危険度判定を実施する。

(23) 教育・労働力の確保対策

震災時における児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、小中学校における応急対策を行うとともに、災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

(24) 農林業対策

震災による農林業施設等の被害を最小限にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

(25) 義援金品の受付、配分

大規模な災害が発生した場合には、町は日本赤十字社富山県支部、上市町社会福祉協議会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

3 震災復旧計画

(1) 民生安定のための緊急対策

災害により被害を受けた住民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

(2) 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

(3) 公共土木施設等の災害復旧

災害により被災した公共施設等の災害復旧は、応急措置を講じ、災害の再発防止のための事業計画を速やかに確立し、迅速に実施する。

第3編 風水害対策編

風水害等対策編の中で、第2編震災対策編と同様の内容については、震災対策編を準用することとしている。

1 災害予防計画

○水害の予防

水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として、浸水予想区域図や避難場所等を記載した洪水ハザードマップの作成及び配布公表等

2 災害応急対策計画

○避難の準備・指示及び誘導

【避難指示等の判断基準】

	発令時の状況	住民に求める行動
事態の切迫性	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難する ・「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難する
	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者等は危険な場所から全員避難する ・「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能
	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する ・周囲の状況を確認し、避難場所までの移動が危険な場合は、近くの頑丈な建物に移動 ・外出が危険な場合は、建物の2階以上や崖の反対側などに移動

3 災害復旧計画

震災対策編を準用する。

第4編 雪害・事故災害対策編

1 雪害対策計画

富山県は全国有数の豪雪地帯であり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯である。このため、豪雪等に伴う交通障害等による集落の孤立、なだれ災害等の雪害を防止又はその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを推進する。

- 雪に強い道路の整備
- 先進的な雪対策の推進
- 地域ぐるみの除排雪活動の推進

2 林野火災等対策計画

火災の発生を未然に防止し、又は一旦火災が発生した場合、特に本町面積の7割を占める林野における火災やフェーン現象等による大火危険気象下における被害を最小限にとどめるため、火災予防対策、応急対策の徹底を推進する。

3 危険物等災害対策計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

4 原子力対策

当町は、石川県にある北陸電力志賀原子力発電所から半径約60 km～90 km圏に位置しており、国が示す緊急的防護措置を準備する区域の目安とされる原子力から半径30 km圏には含まれていない。しかしながら、偏西風などの気候・自然条件によっては影響が及ぶ可能性も否定できないことから、原子力災害対策として予防体制の整備及び原子力災害発生時の応急活動体制を中心に定めることとし、予防体制としての情報収集や住民への情報伝達体制の整備、災害発生時には退避及び一時移転などを実施する。

上市町 総務課

住 所：〒930-0393 上市町法音寺1番地

T E L：076-472-1111

F A X：076-472-1115

電子メール：info@town.kamiichi.lg.jp